

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、保険営業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、会社上司によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、同年〇月頃から不眠、頭痛、腹痛など体調不良を感じ始めたという。その後も同様の症状は続いていたところ、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。

これに対し、請求人は、初めて心療内科に受診した平成〇年〇月〇日が本件疾病の発病日である旨主張する。

請求人の症状経過及び医学的見解についてみると、①請求人は、労働基準監督署の担当官との平成〇年〇月〇日の面談において「会社に入社後、初めて異変を感じたのは、D副社長からの攻撃が始まった平成〇年〇月からです。具体的には眠れない、頭痛、腹痛などの体調不良です。」と述べていること、②E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、前医の診療情報を踏まえ、本件疾病の発病時期を、「平成〇年〇月頃」と述べていること等から、当審査会としても、専門部会の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人が主張する出来事のうち、評価期間中における出来事は、①平成〇年〇月以降、入社後、慣れない業務を行う中で書類の作成ミス等が重なったこと、②同年〇月以降、D副社長から、「お前は何もしていない。」、「年取っているのに何だ。」等の誹謗中傷を受けたこと、③会社上司らと請求人との間で、保険営業に関する考え方に対立が生じたこと、④達成困難な利益目標（ノルマ）を課されたことに限定される。

(イ) 上記①の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当する。

しかしながら、クレーム報告書からは、請求人のしたミスは資料の未送付、料金後納スタンプの押し忘れなど、注意、確認を怠らなければ避けられるものであると認められ、これらのミス内容及び応急処置後の顧客の反応は、会社の経営に影響を与えるほど重大なものではないとみるのが相当である。また、本件の一件記録を精査するも、請求人には上記ミスに対するペナルティが課せられた事実も認められないことから、当審査会としても、その出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 上記②の主張は、D副社長の、「お前は何もしていない。」、「年取っているのに何だ。」等の発言が、認定基準別表1「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に相当するという主張であると理解するが、これらの発言は、上記(イ)に示した請求人の度重なるミスに対してなされたものであって、指導・叱責とみるのが相当であるから、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）として捉えるべきものである。D副社長の上記発言内容を仔細に検討しても業務指導目的であったと認められ、業務指導の範囲内であり、人格を否定するものとも言えないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」

と判断する。

(エ) 上記③の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この点、請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「私は拝金主義ではなく真に顧客のニーズにマッチした保険を提供すべきだと主張しましたが、上司達は金儲けが最優先、保険会社からの手数料がより高い商品を優先して販売しボーナスやリベートを稼ぎ、とにかく儲ける様に毎日命令されました。」と述べているが、本件の一件記録を精査するも、会社上司らと請求人との間に、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じたことを確認できず、出来事として捉えられないことから、評価はできない。

(オ) 上記④の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

しかしながら、請求人が提出した「追加の証拠」と題する書面によっても、ノルマを課せられたか否かについては判明せず、調査書においても、請求人自身が「私個人に対してノルマが課せられたということではない。」と述べており、請求人の主張するノルマの具体的内容を確認することができず、出来事として捉えられないことから、評価はできない。

(4) 発病後の出来事について

請求人は、上記主張の他、退職の強要、賞与等の未払い、F支店長とのトラブル、同僚が会社を退職及び異動したことによる仕事量の増加等についても縷々主張するが、これらの主張に関する出来事は、いずれも本件疾病発病後の出来事であるため評価できない。

(5) 以上のことから、評価期間における業務による心理的負荷の総合評価「弱」の出来事が2つ認められるが、全体評価は「弱」であって、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由のよるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給

付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。